

令和 3 年度危険物安全週間の実施について

日頃は、消防行政の推進に格別のご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

本年も全国一斉に危険物災害の未然防止を図るため、「危険物安全週間」が実施されます。

昨年から引き続き新型コロナウイルス感染症の猛威により、消防訓練や各種講習会等の開催に制約を受けている状況ではありますが、危険物施設における火災・流出事故件数は、全国的に依然として高い水準にあることから、この困難を乗り越え明日へ繋がるよう安全対策を向上させていかなければなりません。

総合的な対策を施すためには、業種や部門を超えた幅広い事故事例や事故防止に向けた取り組み事例等を共有し、官民が一体となって自主保安体制の確立に向けた取り組みを積極的に行っていくことが必要です。

当市といたしましては、危険物災害の発生を未然に防止するため、下記のように保安意識の高揚や啓発を図る事業を展開してまいりますので、その趣旨をご理解のうえ、本週間により実効性があがるよう格別のご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 実施期間 令和 3 年 6 月 6 日（日）～ 6 月 12 日（土）

2 推進標語 「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」

3 重点項目

(1) 企業全体の安全確保に向けた体制作り

危険物施設はバブル崩壊後、減少傾向にある一方で、全国の危険物施設に係る総事故件数は平成 30 年に過去最高を更新し、その後も火災や流出事故に係る件数は依然として高い水準にあります。

危険物施設はもとより、業種や部門を超えた類似施設の事故事例等についてその検証結果や情報を参考に、事業所の実態や体制に応じた事故防止対策を施すための体制作りを進めましょう。

(2) 危険物施設における効果的な点検と老朽化対策の推進

危険物施設の経年劣化を原因とする事故の発生を防止するには、事業所の設備稼働状況、定期点検の実施状況を踏まえて、「現行の点検方法に問題はないか。」「点検内容は適切か。」等、常に問題意識を持ち、点検の実効性を向上させることが重要です。

また、定期点検に加えて施設の設置環境や経過年数等に応じた自主点検を実施す

ることにより、さらなる危険物施設の安全対策を図りましょう。

(3) 危険物施設等における地震・風水害等への対策

地震や津波その他風水害に見舞われた際に、被害状況の確認、応急措置、臨時対応、復旧作業等が迅速かつ適切に実施できるように予防規程やBCP（事業継続計画）等に対応要領を盛り込んでおくことが大切です。

事前計画を検証するとともに、二次災害防止対策、防災教育・訓練の実施、緊急用資機材等の確保を日頃から行いましょう。

(4) 想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組

危険物施設において適切な保安体制を構築するためには、ヒヤリハット事例や業態ごとの典型的な事故事例、重大事故等から施設における危険要因を的確に把握し、その危険要因に応じた安全対策を実施することが重要です。

また、非定常作業時等についても徹底したリスク管理を行い、継続的に危険要因を収集、把握することでより強固な保安体制を構築しましょう。

4 本市の主な実施事項

(1) 広報活動

ア 危険物施設保有事業所関係者及び各種協力団体に対し、危険物安全週間中の広報の実施等について協力を要請する。

イ 消防署所及び関係公署にポスター等を掲出する。

ウ 報道機関に広報を依頼するとともに、市政情報番組、大型映像装置、消防テレホンサービス、公用車に掲出するマグネットプレート、LINE、SNS等の各種広報媒体を通じて市民へ啓発する。

※ 市政情報番組「コアラが住む街なごや」（メーテレ：6月6日（日）午後10:55～11:00）

(2) 啓発活動

各区消防署において、危険物施設保有事業所関係者等を対象にした講習会等の実施や啓発資料の送付等を行い、危険物に係る事故防止、危険物関係法令等の改正内容を周知するとともに、前記3の重点項目に係る取組が推進するよう情報提供などの支援を行う。

(3) 消防訓練の推進及び防災訓練の実施

危険物施設保有事業所等に対して、社内講習会、自衛消防訓練等の実施を推進するとともに、事業所と消防機関の合同による各種災害を想定した防災訓練を実施する。

会社・事業所の皆様へ

会社・事業所における危険物の安全管理の徹底を図るため、次のことに心掛けてください。

1 広報宣伝

立看板、ポスター等を掲出するとともに、社内報等で全従業員に対し危険物安全管理上必要な事項を周知してください。

2 講習会等の開催

新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑み、WEB形式を活用した社内講習等、様々な手段により危険物施設の事故防止及び事故時の対応を従業員等に周知してください。

3 地震災害等を想定した防災訓練の実施

危険物施設等において、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した想定で、通報・避難・初期消火等を盛り込んだ図上訓練や感染防止対策を講じた訓練等を実施し、被害を最小限にするための対策の検証を行ってください。

4 自主保安体制の充実と強化

(1) 定期点検・自主点検の実施

定期点検・自主点検については、次の事項に留意してください。

ア 定期点検は点検表の項目に基づき適正に実施し、法令に基づき結果を保存してください。また、点検義務のない施設についても、定期点検に準じた自主点検等を実施してください。

イ 地下貯蔵タンク、地下埋設配管及び移動タンク貯蔵所には定期点検の一項目として、「漏れの点検」の実施が、また、屋外タンク貯蔵所に設けられた固定式泡消火設備については、「固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検」の実施が法令等により必要ですので、再度ご確認のうえ、点検の実施が必要な場合は正しい方法で点検を行ってください。

ウ 定期点検等の結果、危険物施設の改修工事が必要となる場合は、事前に所轄消防署へ相談のうえ、改修工事に関する必要な手続きを行ってください。

(2) 潜在的な危険要因の把握と安全対策の実施

事業所が保有する危険物施設における重大事故の未然防止や自主保安体制の充実・強化を推進するため、一般財団法人全国危険物安全協会が総務省消防庁・全国消防長会と協力して作成した業種別危険性評価方法（チェックリスト方式）又は類似する業

態の事業所における事故事例等を活用して、保有する危険物施設の潜在的な危険要因を把握するとともに、必要に応じて安全対策を講じてください。

5 危険物施設における事故防止の徹底

(1) 火災・流出事故原因に対応した事故防止対策

近年の全国の危険物施設における火災・流出事故件数は、事故が最も少なかった平成6年と比べると、危険物施設が減少しているにもかかわらず、事故発生件数は2倍以上に増加したまま高止まりとなっています。

火災発生原因については、維持管理や操作に当たっての不手際などの人的要因によるものが最も多く、腐食疲労等劣化や設計不良といった物的要因によるものも高い割合を占めています。

一方、流出事故発生原因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生していますが、特に物的要因である腐食疲労等劣化によるものの比率が最も高くなっています。

人的要因による事故に対しては日常業務を通じた保安教育等を推進し、物的要因による事故に対しては設備の効果的な点検の実施や定期的な改修等の措置を実施することで、事故防止の徹底を図ってください。

(2) 工事中の事故防止・保安対策

工事中の事故防止・保安対策については、次の事項に留意してください。

ア 事業所の工事責任者は、工事に伴う危険性及びその安全対策に係る保安教育を元請け・下請け業者を含めた工事関係者全員に実施し、保安対策の徹底を図ってください。また、長期の工事計画のほか、毎日実施される工事内容・手順及び安全対策を工事関係者全員に徹底できる連絡・報告体制を確立してください。

イ 工事手順の変更、予定外の工事は、原則として工事責任者の承認なしに実施することができない体制を確立してください。工事手順の変更等を行う場合は、工事関係者全員にその内容を把握させ、あわせて火気管理等の安全対策が十分に図られることを指示するとともに、事業所の保安担当者自らも実施状況を確認してください。

ウ 可燃性蒸気が発生し拡散する作業又は火気を使用する作業等が行われる場合は、当該工事等の行われる場所周辺において、他の作業を行わないよう徹底するとともに、関係者全員に可燃性蒸気が発生する作業又は火気を使用する作業等が行われる日時・場所等を周知徹底してください。また、可燃性蒸気が発生する作業又は火気を使用する作業等における作業手順の遵守、作業環境の整備及び作業工具等の適正管理を徹底してください。